

# 特別支援学校における自立活動と教科別の指導について

—知的障害があり6歳未満の発達段階の児童生徒に対する  
教育内容の選択について—

伊藤 甲之介 (児童学科)

## For self-reliance activities and subject-specific guidance in special needs schools

Kounosuke Ito

Department of Child Studies, Kamakura Women's University

### Abstract

This paper describes the differences between the self-reliance activity of children with visual impairment, auditory impairment, physical handicap, and poor health at special-needs schools and the self-reliance activity of children with intellectual disability with reference to the history of self-reliance activity. This study also examines the relation to the context of subject-specific guidance. The education for the disabled other than for those with intellectual disability is supposed to provide the same education as a normal school (equivalent education). However, for intellectual disabilities education, there is a correspondence from the characteristic of the disability in the subject of the content for under first year of elementary school. Self-reliance activities address the difficulties from disabilities other than intellectual disabilities, however, for the mentally retarded itself, subject-specific guidance address. Here we describe the differences and relationships of self-reliance activities.

**Key words:** self-reliance activities, subjects, subjects of intellectual disabilities education section, subject-specific guidance

キーワード：自立活動、教科、知的障害教育部門の教科、教科別の指導

### 1 はじめに

昭和46年に告示された学習指導要領において新たに設定された「養護・訓練」は、平成11年の学習指導要領の改訂で「自立活動」に変わったが、これまでの間、様々な修正が加えられながらも特別支援学校の教育課程では重要な領域となっている。

また、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には自立活動を主として指導ができることから、障害が重度な子どもには自立活動を主として指導するということも多いと思われる。特別支援学校における知的障害以外の障害では、通常校に準ずる教育を実施し、障害による学習上又は生活上の困難の改善克服に対しては自立

活動による教育を実施している。

一方、知的障害教育では知的な遅れがあるので通常校に準ずる教育を実施することが前提ではなく、知的な遅れに対応できるように教科の内容を変えてきた。これを「教科別の指導」または「知的障害教育の教科」と呼んでいる。

知的な遅れがある児童生徒には知的障害の教育課程を適応しているが、障害が重度である場合は自立活動を主とした指導が実施される。知的障害教育では、知的な遅れそのものには教科別の指導で対応をしているので、本来は知的障害が重度な児童生徒に対しても自立活動を主とした指導で対応をするのではなく教科別の指導あるいは教科等を合わせた指導で対応をするべきと考える。今回、自立活動の変遷をたどり、知的障害教育における自立活動と教科別の指導について考察する。

言葉の使い分けについては、知的障害という言葉においては、平成11年までは「精神薄弱」という用語が使われていた。同じように「自立活動」も平成11年告示の学習指導要領までは「養護・訓練」という呼び方であった。「特別支援学校」は平成19年までは「養護学校」と呼ばれていた。本稿では、その当時の言葉を使った方が分かりやすいと判断した場合は、その当時の例えば「養護・訓練」などの用語を使うこととする。

## 2 自立活動について

### 1) 養護・訓練

養護・訓練という領域は、昭和45年度版の学習指導要領において設定された。それまでも「肢体不自由養護学校では機能訓練、病弱養護学校では養護といったような特別な指導が」<sup>1)</sup>実施されていた。そして例えば「肢体不自由養護学校にあっては、小学部に「体育、機能訓練」、中学部に「保健体育、機能訓練」、病弱養護学校にあっては小学部に「養護、体育」—中略—という特別な教科が」<sup>1)</sup>設けられていた。それぞれの障害の教育にとっては非常に重要な内容であるので、昭和45年の学習指導要領では、「養護・訓練」という、各教科や特別活動と並ぶ「領域」として新設された。知的障害特別支援学校（養護学校）にも同じ

ように養護・訓練が設定された。

その養護・訓練の内容の取扱いは表1の通りである。<sup>1)</sup>

この表によれば障害種ごとに実施していた内容を一つにしたために肢体不自由ではAとBの内容が、病弱養護ではBとDの内容が述べられていない。肢体不自由教育では教科や道徳、特別活動以外では訓練的な内容に重点が置かれていたことが推測される。聾教育では感覚機能や心身の健康に重点が置かれていたこと、病弱教育では心身の健康に重点が置かれていたことが推察される。そして、例えば盲学校の「感覚機能の向上」では「音の変化の認知」となっているが、聾学校では「聴覚を利用する能力及び態度の養成」となっているように「認知」で終わっているか「態度の養成」まで書くか等、表現にも「揺れ」が見られる。

しかし、障害種ごとに実施していた内容を大事な教育と位置づけて一つにまとめて新たな領域として新設をしたことには大きな意味があると思われる。特別支援教育として大切な領域という位置づけが明確になったこと、例えば「心身の健康」であれば障害間の関連を見ることもできる。また、複数の障害がある児童生徒は障害ごとに別々の学習をするのではなく、関連を見た学習が計画されるべきであり、複数の障害があるために状態が重度になってしまった児童生徒の場合の学習の関連なども考えることができるようになったと考えられる。

### 2) 養護・訓練から自立活動へ

昭和45年度版の学習指導要領の養護・訓練は、A 心身の健康、B 感覚機能の向上、C 運動機能の向上、D 意思の伝達であった。平成元年改訂では、1 身体健康、2 心理的適応、3 環境の認知、4 運動・動作、5 意思の伝達になっている。例えば「心身の健康」については、心と身体の適応というように、関連はあるが、内容としては違いがあるので平成元年の改訂では「身体健康」と「心理的適応」の二つに分けた。

このような変遷を経て平成11年の学習指導要領では養護・訓練は自立活動に変更された。訓練的な意味合いが強く受動的なイメージがある養護・

【表1】養護・訓練の内容

	盲学校	聾学校	肢体不自由養護学校	病弱養護学校
A 心身の健康	ア 自己の障害の理解 イ 障害克服の態度と習慣の形成	ア 聴覚の障害及びこれに基づく意思疎通の困難などによる心理的不適応、情緒的不安定等を防ぎまたは改善すること。 イ 自己の障害を認識し、障害を克服しようとする積極的な意欲を培うこと。		(1) 内容のAの1を中心として、次のまとまり（以下これを「養護」という。）を組織し、計画すること。 ア 自己の病弱・身体虚弱の状態の理解 イ 健康状態の回復、改善を図るために必要な生活様式を理解 ウ 健康状態の回復、改善を図るために必要な諸活動 (2) 内容Aの2及び3を中心にして、次の内容のまとまり（以下これを「心理的適応」という。）を組織し、計画すること。 ア 病弱・身体虚弱及び環境からくる情緒不安の除去 イ 健康状態の回復、改善の意欲を高め、障害を克服しようとする習慣、態度の育成
B 感覚機能の向上	ア 感覚補助具の活用 イ 物の材質、形状、状態の判別 ウ 音の変化の認知 エ 量の感覚的把握 オ 事象の時間的位置づけ カ 空間表象の構成と空間認知	ア 言語発達の基礎となる認知能力の育成 イ 聴覚を利用する能力及び態度の養成 ウ 読話する能力及び態度の養成 エ 正しく発音する能力及び態度の養成 オ 言語の形成		
C 運動機能の向上	ア 協応動作の向上 イ 姿勢の矯正 ウ 歩行能力の向上 エ 基本的生活行動様式の習得及び向上 オ 作業における巧緻性と敏捷性	平衡機能の障害などに基づく平衡運動の不全または聴覚障害による身体諸機能の協応動作の遅滞などを改善すること。	(1) 内容のCの1及び2を中心として、次の内容のまとまり（以下、これを「機能訓練」という。）に組織し、計画すること。 ア 肢体の基本動作の習得及び基礎的身体機能の改善 イ 起立・歩行動作の習得及び改善 ウ 変形の予防及び矯正 (2) 内容Cの2及び3を中心として、次の内容のまとまり（以下、これを「職能訓練」という。）に組織し、計画すること。 ア 肢体の応用動作の習得及び改善 イ 日常生活動作の習得及び改善 ウ 作業動作の習得及び改善ならびに作業能力の向上	(3) 内容のCの1、2及び3を中心として、次の内容のまとまり（以下、これを「肢体機能の訓練」という。）を組織し、計画すること。 ア 肢体諸機能の改善 イ 残存機能の維持向上 ウ 代償機能の開発 エ 生活の基本動作の確立 オ 作業の基本動作の確立
D 意思の伝達	ア 発声、発音の調整と場に応じた表現法の改善 イ 点字や普通の文字学習の基礎能力の向上 ウ タイプライティング技能の習得		(3) 内容のDを中心として、次の内容のまとまり（以下、これを「言語訓練」という。）に組織し、計画すること。 ア 言語発達遅滞の改善 イ 呼吸調節・発声能力の改善及び向上 ウ 発語器官の機能及び構音障害の改善	

文部科学省 1983 「特殊教育諸学校学習指導要領解説－養護学校（精神薄弱教育）編－」 株式会社東山書房 より

訓練という名称から自立活動という名称に変更された。自立を目指すことを前面に出したことが分かるような名称に変えたことは、当時の大きな流れの一つであったノーマライゼーションを目指した生活の質の向上という観点も含まれていると思われる。

学習指導要領の解説書によれば「養護・訓練は、児童生徒自らの障害の状態の改善・克服を目指す

主体的な活動ではあるが、「訓練」という名称から他動的な指導と見られ、実際の指導と異なる印象があるとの指摘がある—中略—幼児児童生徒の実態に対応した活動であることや、自立を目指した主体的な活動であることを一層明確にする観点から、目標及び名称について<sup>2)</sup> 検討をして「それぞれの発達段階に応じて、自分の持っている力を可能な限り生かし、発揮して、より良く生きる

こと」<sup>2)</sup>を指し自立活動とした。

ところで、養護・訓練の時代から養護・訓練の指導は、時間を決めて時間割の中に「養護・訓練」という時間を設けて実施する指導と学校の授業全体の中で実施をする指導があった。「時間で指導」と「関する指導」と呼ばれていた。平成11年の改訂では、これを「自立活動の指導」と「自立活動の時間における指導」という表記に変更した。これは「自立活動の時間における指導」は「自立活動の指導」の一部であるということを明確にするためのものであると思われる。自立活動は時間割の中で時間を設定して「さあ、生活のリズムや生活習慣の形成の勉強をしましょう」というものではなく、学習活動全体を通して学習するものである。このことによって、教育内容の選択と配列をする場合に自立活動の時間として設定をして、その時間を中心として学習をした方が効果がある内容と、学校での学習活動全体を通した中で学習をした方が効果がある内容、あるいは両方の場面で学習をした方が良い内容や自立活動の時間に学習した内容を他の学習場面で実際に使うことによって学習を組むことによって実際的な能力になる内容など、これらのことを意識しながら教育計画を作成することが必要になった。

また、重点をどこに置くかということも考える必要がある。学校の教育活動全体を通じて学習する自立活動は、教科学習の中で学習をする場合は、教科が見えずに自立活動ばかりが強調されるような学習になってはいけない。したがって、上記のような選択と配列は重要である。

平成11年の学習指導要領の改訂では「個別の指導計画」の作成が明示された。これは、まさしく、自立活動のこのような内容について幼児児童生徒の実態から将来の姿を想定し、現在、今この学年でこの時に学習をしなければならない内容を選択して年間の学習計画に配列をするということである。

### 3 知的障害教育について

#### 1) 知的障害教育（精神薄弱教育）と他の障害教育での自立活動（養護・訓練）の適用の違い

昭和58年の学習指導要領解説書には「他の特殊教育諸学校においては、対象児童生徒が知的な障害を伴わない場合、障害の克服・改善を図れば小学校、中学校の教育課程に準ずることができるという考え方がとられるが、精神薄弱養護学校の場合には、児童生徒の障害の特性として、小学校及び中学校の教育課程にそのまま準ずるわけにはいかない。他の特殊教育諸学校の場合には、小学校又は中学校の教育課程を履修する上で困難をもたらすような障害を克服するために養護・訓練があるのに対し、精神薄弱養護学校の場合には、各教科、道徳及び特別活動がそもそも精神薄弱という児童生徒の障害の特性を考慮してまとめられている」<sup>1)</sup>と記してある。そして「他の特殊教育諸学校においては、児童生徒のもつ主障害そのものの克服・改善が養護・訓練となるのに対し、精神薄弱養護学校においては、精神発達の遅滞そのものへの対応は養護・訓練の内容にはならず、精神発達の遅滞以外の、発達の偏りへの対応が養護・訓練ということになる」<sup>1)</sup>と記されている。

#### 2) 教科指導と教科別の指導

特別支援学校における知的障害以外の障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の場合は基本的に通常の小学校中学校高等学校と同じ教育課程である。これを準ずる教育というが、この場合、小学部1年生は小学校1年生の内容を学ぶわけで同じ学年の児童生徒は同じ内容を学ぶことになり、この教科を学習する形態を教科学習とか教科指導と呼んでいる。

知的障害教育の場合は、1年生の内容を3年生に指導するなどの単に学年を下げただけの指導、これを「水増し教育」と呼んでいたが、そのような指導への反省や自分たちも教科を学びたいという声に応じて教科の検討が進められた。その中で、知的障害のいわゆる「遅れ」に対応するために教科の内容を6歳（小学校1年生）以前にまで下げて設定をした。昭和45年度版の学習指導要領の特色として、知的障害教育の学習指導要領はIQ40～50を基準にしている。<sup>1)</sup>

そして、内容は段階を追って示されてはいるが、同じ年齢の児童生徒は皆同じ内容を学習するので

【表2】小学部国語の内容例

	(1) 聞く	(2) 話す	(3) 読む	(4) 書く
1 段階	教師の話の聞いたり、 絵本などを読んでもらっ たりする。	教師などの話しかけに 応じ、表情、身振り、音 声や簡単な言葉で表現す る。	教師と一緒に絵本など を楽しむ。	色々な筆記用具を使っ て書くことに親しむ。
2 段階	教師や友達などの話し 言葉に慣れ、簡単な説明 や話しかけが分かる。	見聞きしたことなどを 簡単な言葉で話す。	文字などに関心を持ち、 読もうとする。	文字を書くことに興味 をもつ。
3 段階	身近な人の話を聞いて、 内容のあらましが分かる。	見聞きしたことなどの あらまじや自分の気持ち などを教師や友達と話す。	簡単な語句や短い文な どを正しく読む。	簡単な語句や短い文を 平仮名などで書く。

はなく、児童生徒の実態に合わせて学習内容を選択して配列をするというものである。これは、いわゆる教科とは違いがあるので「教科別の指導」と呼ばれている。

表2は平成21年発行の特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」の小学部国語の内容についての記述を表にしたものである。

例えば「聞く」の1段階は「教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。」となっており小学校の1年生（6歳）の内容よりかなり下の年齢を対象としていることが分かる。

このように、知的障害教育部門の教育内容は6歳未満の発達段階にも対応したものである。知的な遅れがない場合（準ずる教育の対象）は、例えば小学校6年生であれば、全ての教科等の段階が小学校6年生の知的な発達段階になっていることが前提である。しかし、知的障害がある場合は、その実態から、どの教科等も同じ段階にあるとは限らない。そして、将来の自立と社会参加も見通せば個々の児童生徒によって学習する内容も違ってくる可能性がある。従って、知的障害がある場合には、「個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して」<sup>3)</sup> 指導することになる。例えば児童Aに対して、Aの実態と目標を考えて国語は1段階から算数は2段階から選択をするというような形になる。算数も国語も同じ段階から選択をするとは限らない。

また、「内容」は、必要な内容を全て示しているわけではないと思われるので「各学校が指導計画を作成する際には、児童生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある」<sup>3)</sup>と考えられる。

### 3) 教科等を合わせた指導

教科を合わせる「合科」は、小学校でも実施しているが、知的障害のある児童生徒を教育する場合は、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて指導ができる。これを「各教科等を合わせた指導」と呼んでいる。学習指導要領解説書には「合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる」<sup>3)</sup>と記載されている。

知的障害のある児童生徒の教育課程は表3のようになっている。知的障害が重度である場合にも教科等の内容を合わせることによって効果的な授業を展開することができる。児童生徒の実態に応じて教科別領域別の指導と教科等を合わせた指導を組み合わせる指導をすることが大切である。

### 4) 自立活動と教科別の指導

昭和45年の頃の養護・訓練は「機械的に精神薄弱教育に適用して、奇妙な養護・訓練が行われていたこともあった」<sup>1)</sup>そして、次のような対応もされていた。

#### (1) 配慮養訓（養護・訓練）

教育活動の中で配慮をして養護・訓練を実施すれば良いという考え方。この考え方だと知的障害

【表3】知的障害のある児童生徒の教育課程（小学部の例）

教育内容による分類

教育内容	各教科
	道徳科
	特別活動
	自立活動

指導の形態による分類

指導の形態	教科等を合わせた指導	日常生活の指導	
		遊びの指導	
		生活単元学習	
		作業学習	
	教科別の指導、領域別の指導	教科別の指導	各教科
			道徳科
		領域別の指導	特別活動
			自立活動

の多くは養護・訓練になってしまうし、例えば、6歳未満の発達段階の児童生徒の学級で6歳以上の学習内容を扱った場合に、6歳未満の発達段階の児童生徒への対応は配慮養訓になってしまう可能性がある。「自立活動の指導」と「自立活動の時間における指導」への誤解も生じやすくなる。

#### (2) 特設養・訓（養護・訓練）

養護・訓練が、領域の一つとして告示されたため、その時間を設定し、全員に養護・訓練として、一斉にグラウンドを走らせたり、サーキットトレーニングをさせるなどが実施された。

#### (3) L字型養・訓（養護・訓練）

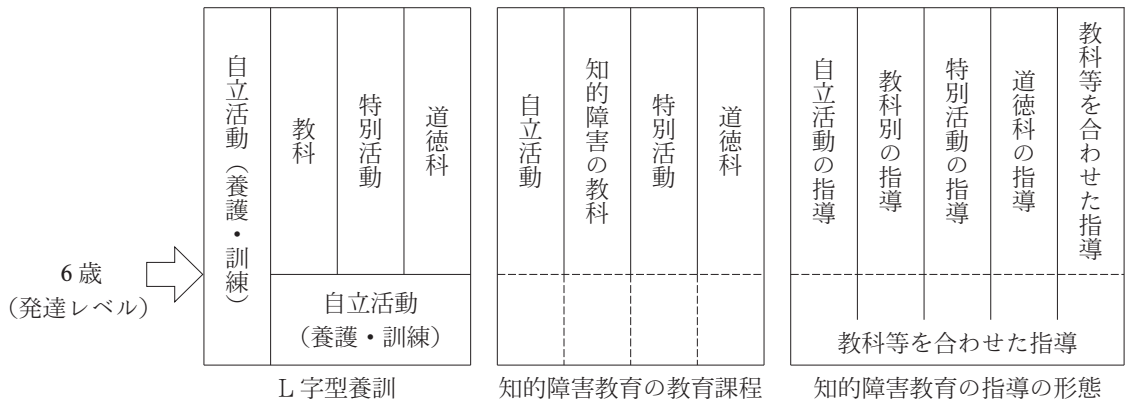
図1左のように、通常の教科学習が困難な児童生徒に対しての指導も養護・訓練（自立活動）で対応しようとする考え方で、アルファベットのLに似ていることから「L字型養・訓」\*と呼ばれた。これだと、6歳未満の発達段階の知的障害のある児童生徒の教育は、すべてが養護・訓練（自立活動）となってしまう可能性がある。遅れに対しては、教科等を合わせた指導あるいは教科別の指導によって対応しようとする知的障害教育から逸脱する考え方である。

#### まとめ

特別支援学校における知的障害以外の障害においては、通常学校に準ずる教育を実施し障害による困難を改善克服するために自立活動による教育を実施している。知的障害教育については、障害そのものであるところの「遅れ」に対しては、教科別の指導で対応をしている。このことが他の障害と大きく違うところである。例えば、肢体不自由の場合では通常の学校に準ずる教育を実施し肢体不自由という障害による困難については自立活動で対応をしている。しかし、知的障害については「教科」で対応をしている。自立活動は「偏り」に対応をしている。

そして、知的障害のある児童生徒の場合は発達が一律ではなく一人の児童生徒でも例えば国語と算数の能力が同じレベルではない場合が多い。従って、知的障害教育では児童生徒の実態そして課題に応じて教育内容を選択し配列することが重要である。このことは他の障害で知的障害が合わせてある児童生徒の場合も同じである。

例えば、小学部の国語の1段階には「教師の話の聞いたり、絵本などを読んでもらったりする」という内容がある。この内容は、かなり障害が重度な児童生徒にも対応ができる。したがって、知



【図1】「L字型養・訓」と「知的障害教育の教育課程」と「知的障害教育の指導の形態」

※「L字型養・訓」は、6歳までは通常校の教育課程を適用し（通常校に準ずる教育）6歳未満の発達レベルの児童生徒に対する教育には養護・訓練（自立活動）で対応をしようというもの。アルファベットのLに似ている養護・訓練（自立活動）の配置なので「L字型養訓」と呼ばれていた。「知的障害教育の教育課程」は、発達段階が6歳未満であっても教科で対応をしている。これを通常校の教科指導と区別をして「教科別の指導」あるいは「知的障害教育の教科」と呼んでいる。指導の形態としては、教科等を合わせた指導があるので、知的障害が重度な場合には教科等を合わせた指導により指導をすることができる。

的な障害が重度であっても各教科等を安易に自立活動に替えて指導を実施するのではなく、教科別の指導あるいは教科等を合わせた指導により指導を実施することが重要である。

引用文献

- 1) 文部科学省 1983 「特殊教育諸学校学習指導要領解説－養護学校（精神薄弱教育）編－」 株式会社東山書房
- 2) 大南英明 1999 「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領の展開」 明治図書出版株式会社
- 3) 文部科学省 2009 「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」 教育出版株式会社

施することになっている。一方、知的障害教育については、その障害の特性から小学校1年生より下の内容についても教科で対応をしている。知的障害以外の障害は、障害からくる困難性等には自立活動で対応をしているが知的障害は知的な遅れという障害そのものには教科別の指導で対応をしている。この違いと自立活動の関連について述べたものである。

(2016年9月12日受稿)

和文要旨

本稿は、学習指導要領における自立活動の変遷を見ながら、特別支援学校における、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の自立活動と知的障害の自立活動の相違及び、教科別の指導との関連について考察をした。知的障害以外の障害については、通常の学校と同じ教育（準ずる教育）を実